

入湯税および都市計画税の使途について

1. 入 湯 税

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設および消防施設その他消防活動に必要な施設の整備ならびに観光の振興に要する費用に充てるために、目的税として課税されるものです。令和3年度予算における入湯税の充当状況は次のとおりです。

(単位：千円)

		予 算 額
充 当 事 業 の 区 分	環 境 衛 生 施 設 整 備 (※1)	99,682
	消 防 施 設 等 整 備 (※2)	94,334
	観 光 振 興 事 業 (※3)	15,889
歳 出 合 計		209,905
財 源 の 内 訳	特 定 財 源	0
	一 般 財 源	209,905
	うち入湯税	21,000
歳 入 合 計		209,905

※1 柏羽藤環境事業組合負担金のうち施設整備、公債費に要する経費

※2 柏原羽曳野藤井寺消防組合負担金のうち施設整備、公債費に要する経費

※3 軽トラ市の開催や観光農園管理など観光振興に要する経費

2. 都 市 計 画 税

都市計画税は、都市計画事業(道路、上下水道、公園の整備に関する事業等)などに要する費用に充てるために、目的税として課税されるものです。令和3年度予算における都市計画税の充当状況は次のとおりです。

(単位：千円)

		予 算 額
充 当 事 業 の 区 分	下 水 道 事 業 (※1)	1,375,619
	公 園 ・ 街 路 等 整 備 事 業 (※2)	58,080
歳 出 合 計		1,433,699
財 源 の 内 訳	特 定 財 源	0
	一 般 財 源	1,433,699
	うち都市計画税	989,000
歳 入 合 計		1,433,699

※1 下水道事業整備に係る一般会計からの補助金に要する経費

※2 都市公園整備や街路事業整備等に係る公債費に要する経費